

細江湖・猪鼻湖での遊走行為の期間指定は9月末まで

10月以降、浜名湖での「遊走行為」は、
浜名湖北部及び松見ヶ浦の岸边から200m以上離れたエリアになります。

(県河川管理条例第3条、同規則第4条)

細江湖・猪鼻湖南部の岸から200m以上離れたエリアでの「遊走行為」は

7月・8月・9月の土曜日及び日曜日に限り認められています。

※「遊走行為」とは、蛇行、急発進、回転、船首の持上げ及びウェイクボードなどを牽引する行為

【浜名湖の遊走区域】

【湖北部の標識杭】

